京都府公安委員会告示 第 191 号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 7 年 11 月 25 日

京都府公安委員会

委員長 池坊 由紀

2 聴聞の場所 京都市伏見区羽東師古川町647

京都府警察自動車運転免許試験場内

京都府自動車安全運転学校